

平成11年11月15日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書 (案)

→改正有

平成11年11月15日厚生省発老第89号をもって諮問のあった、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正については、諮問案どおり了承する。

なお、その実施・運用に当たっては、地域住民との交流や事業運営の透明性の確保、利用者の権利擁護等についても十分に配慮して行うこととされたい。



平成11年11月15日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書

平成11年11月15日厚生省発老第89号をもって諮問のあった、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正については、これを了承する。

なお、その実施・運用に当たっては、市町村との連携、地域住民との交流や事業運営の透明性の確保、利用者の権利擁護等についても十分に配慮して行うこととされたい。